

内閣府設置法の一部を改正する法律案新旧対照表

目次

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	1
○科学技術基本法（平成七年法律第三百三十号）（附則第六条関係）	7
○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第六条関係）	8
○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第四百四十六号）（附則第六条関係）	10
○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百五十九号）（附則第六条関係）	11
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第六条関係）	13
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第六条関係）	16
○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第七条関係）	19

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）</p> <p>第三章 組織</p> <p>第一節 通則（第五条）</p> <p>第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条―第十五条）</p> <p>第三節 本府</p> <p>第一款 内部部局等（第十六条・第十七条）</p> <p>第二款 重要政策に関する会議</p> <p>第一目 設置（第十八条）</p> <p>第二目 経済財政諮問会議（第十九条―第二十五条）</p> <p>第三目 <u>総合科学技術・イノベーション会議</u>（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第三款 審議会等（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第四款 施設等機関（第三十九条）</p> <p>第五款 特別の機関（第四十条―第四十二条）</p> <p>第六款 地方支分部局</p> <p>第一目 設置（第四十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）</p> <p>第三章 組織</p> <p>第一節 通則（第五条）</p> <p>第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条―第十五条）</p> <p>第三節 本府</p> <p>第一款 内部部局等（第十六条・第十七条）</p> <p>第二款 重要政策に関する会議</p> <p>第一目 設置（第十八条）</p> <p>第二目 経済財政諮問会議（第十九条―第二十五条）</p> <p>第三目 <u>総合科学技術会議</u>（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第三款 審議会等（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第四款 施設等機関（第三十九条）</p> <p>第五款 特別の機関（第四十条―第四十二条）</p> <p>第六款 地方支分部局</p> <p>第一目 設置（第四十三条）</p>

第二目 沖縄総合事務局（第四十四条―第四十七条）

第四節 宮内庁（第四十八条）

第五節 委員会及び庁（第四十九条―第六十四条）

第四章 雑則（第六十五条―第六十七条）

附則

（所掌事務）

第四条 （略）

一 三の二 （略）

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第二十六条

第一項第四号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

六の三 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事

第二目 沖縄総合事務局（第四十四条―第四十七条）

第四節 宮内庁（第四十八条）

第五節 委員会及び庁（第四十九条―第六十四条）

第四章 雑則（第六十五条―第六十七条）

附則

（所掌事務）

第四条 （略）

一 三の二 （略）

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

（新設）

六の二 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事

項

七〇十八 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

七の二 科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

七の三 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の四 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七の五 宇宙開発利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

七の六 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。)で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の七 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

七の八 防災に関する施策の推進に関すること。

項

七〇十八 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

七の二 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七の三 宇宙開発利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

七の四 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。)で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の五 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

七の六 防災に関する施策の推進に関すること。

八〇十四の五 (略)

十五 第七号の八から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に關すること(他省の所掌に属するものを除く。)

十六〇六十二 (略)

第二款 重要政策に關する會議

第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要政策に關して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣總理大臣又は内閣官房長官をその長とし、關係大臣及び学識經驗を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための機關(以下「重要政策に關する會議」という。)として、次の機關を置く。

經濟財政諮問會議

総合科学技術・イノベーション會議

2 (略)

第三目 総合科学技術・イノベーション會議

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション會議(以下この目において「會議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣總理大臣の諮問に應じて科学技術の総合的かつ計画的な

八〇十四の五 (略)

十五 第七号の六から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に關すること(他省の所掌に属するものを除く。)

十六〇六十二 (略)

第二款 重要政策に關する會議

第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要政策に關して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣總理大臣又は内閣官房長官をその長とし、關係大臣及び学識經驗を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための機關(以下「重要政策に關する會議」という。)として、次の機關を置く。

經濟財政諮問會議

総合科学技術會議

2 (略)

第三目 総合科学技術會議

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術會議(以下この目において「會議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣總理大臣の諮問に應じて科学技術の総合的かつ計画的な

振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四 内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議すること。

五 第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号の二までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 (略)

4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べること

振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

(新設)

四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 (略)

4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

ができる。

(組織)

第二十七条 会議は、議長及び議員十八人以内をもつて組織する。

(議員の任期)

第三十一条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の八及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

(組織)

第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以内をもつて組織する。

(議員の任期)

第三十一条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の六及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

○ 科学技術基本法（平成七年法律第三十号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 科学技術基本計画</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければならぬ。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第二章 科学技術基本計画</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術会議の議を経なければならない。</p> <p>4～6（略）</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

改 正 案		現 行	
（目的及び適用範囲）		（目的及び適用範囲）	
<p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一、十六の二（略）</p> <p>十七 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員</p> <p>十八、五十の二（略）</p> <p>五十一 総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員</p> <p>五十二、七十五（略）</p>		<p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一、十六の二（略）</p> <p>十七 総合科学技術会議の常勤の議員</p> <p>十八、五十の二（略）</p> <p>五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員</p> <p>五十二、七十五（略）</p>	
<p>別表第一（第三条関係）</p>		<p>別表第一（第三条関係）</p>	
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
<p>（略）</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員</p> <p>中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員</p> <p>運輸安全委員会の常勤の委員</p> <p>総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員</p> <p>原子力委員会委員長</p> <p>再就職等監視委員会委員長</p> <p>証券取引等監視委員会委員長</p> <p>公認会計士・監査審査会会長</p>	<p>（略）</p> <p>一、〇五五、〇〇〇円</p>	<p>（略）</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員</p> <p>中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員</p> <p>運輸安全委員会の常勤の委員</p> <p>総合科学技術会議の常勤の議員</p> <p>原子力委員会委員長</p> <p>再就職等監視委員会委員長</p> <p>証券取引等監視委員会委員長</p> <p>公認会計士・監査審査会会長</p>	<p>（略）</p> <p>一、〇五五、〇〇〇円</p>

<p>中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫 (略)</p>	<p>(略)</p>

○ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）（附則第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指針)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(指針)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、<u>総合科学技術会議</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

改正案	現行
<p>附則 （業務方法書）</p> <p>第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項第一号に掲げる業務（先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、<u>関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>（中期目標及び中期計画）</p> <p>第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（先端研究助成業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、<u>関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議</u>の意見を聴かなければならない。</p>	<p>附則 （業務方法書）</p> <p>第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項第一号に掲げる業務（先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、<u>関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、<u>関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>（中期目標及び中期計画）</p> <p>第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（先端研究助成業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、<u>関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議</u>の意見を聴かなければならない。</p>

2

文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（先端研究助成業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

2

文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（先端研究助成業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

（略）

（略）

第二十九条第一項中「期間」の下に「（国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間）」を加え、「独立行政法人」を「中期目標行政法人」に改め、同条第二項中「ついて」の下に「、第三十二条第一項の評価を明確に行うことができるよう、具体的に」を加え、同条第三項中「評価委員会」を「その内容が第三十二条第一項の評価を明確に行うために十分に具体的なものであるかどうかについて、委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術・イノベーション会議）」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十九条第一項中「期間」の下に「（国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間）」を加え、「独立行政法人」を「中期目標行政法人」に改め、同条第二項中「ついて」の下に「、第三十二条第一項の評価を明確に行うことができるよう、具体的に」を加え、同条第三項中「評価委員会」を「その内容が第三十二条第一項の評価を明確に行うために十分に具体的なものであるかどうかについて、委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）」に改め、同条に次の三項を加える。

4～6 （略）

4～6 （略）

（略）

（略）

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 （略）

第三十二条 （略）

2～4 （略）

2～4 （略）

5 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標行政法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、

5 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標行政法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、

公表しなければならない。この場合において、同項第二号口に定める事項について評価を行ったときは、委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術・イノベーション会議）に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

6 委員会（国立研究開発行政法人にあっては、委員会及び総合科学技術・イノベーション会議）は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

7 (略)

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条第一項中「独立行政法人の中期目標」を「第三十二条第一項第二号口に定める事項について評価を行ったときは、中期目標」に、「において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方」を「までに、当該中期目標行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性」に、「組織及び業務」を「業務及び組織」に改め、「基づき、」の下に「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」を加え、同条第二項中「主務大臣は、」の下に「国立研究開発行政法人について」を加え、「評価委員会」を「研究開発に関する審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で

公表しなければならない。この場合において、同項第二号口に定める事項について評価を行ったときは、委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

6 委員会（国立研究開発行政法人にあっては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

7 (略)

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条第一項中「独立行政法人の中期目標」を「第三十二条第一項第二号口に定める事項について評価を行ったときは、中期目標」に、「において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方」を「までに、当該中期目標行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性」に、「組織及び業務」を「業務及び組織」に改め、「基づき、」の下に「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」を加え、同条第二項中「主務大臣は、」の下に「国立研究開発行政法人について」を加え、「評価委員会」を「研究開発に関する審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で

定めるところにより、委員会及び総合科学技術・イノベーション会議）に通知するとともに、公表しなければならない。

第三十五条に次の四項を加える。

4 委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術・イノベーション会議）は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5～7 (略)

(略)

定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に通知するとともに、公表しなければならない。

第三十五条に次の四項を加える。

4 委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5～7 (略)

(略)

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）
 （附則第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正） 第一百七十七条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二十六条を次のように改める。 （評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等） 第二十六条 事業団の助成業務については、行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項、第三十二条（第四項を除く。）、第三十五条（第二項を除く。）及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第六項若しくは第三十五条第四項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「及び第三十五</p>	<p>（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正） 第一百七十七条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二十六条を次のように改める。 （評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等） 第二十六条 事業団の助成業務については、行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項、第三十二条（第四項を除く。）、第三十五条（第二項を除く。）及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第六項若しくは第三十五条第四項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「及び第三十五</p>

条の四第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項及び第四項を除く。）並びに第三十五条（第二項及び第六項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第三項中「中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十九条第一項中「三年以上五年以下の期間（国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間）」とあるのは「三年以上五年以下の期間」と、同項並びに同法第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第五項中「中期目標行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第五項及び第七項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十二条第五項及び第三十五条第三項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術・イノベーション会議）」とあり、並びに同法第三十二条第六項及び第三十五条第四項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術・イノベーション

条の四第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項及び第四項を除く。）並びに第三十五条（第二項及び第六項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第三項中「中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十九条第一項中「三年以上五年以下の期間（国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間）」とあるのは「三年以上五年以下の期間」と、同項並びに同法第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第五項中「中期目標行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第五項及び第七項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十二条第五項及び第三十五条第三項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）」とあり、並びに同法第三十二条第六項及び第三十五条第四項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術会議）」とあるのは「委員会」と、

「会議」とあるのは「委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

(略)

同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

(略)

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四十三 （略）</p> <p>四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>（内閣府の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十五 （略）</p> <p>四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する<u>こと</u>（内閣府の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十七 削除</p> <p>四十八～九十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四十三 （略）</p> <p>四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>。</p> <p>四十五 （略）</p> <p>四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>四十七 <u>科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に<u>関すること</u></u>。</p> <p>四十八～九十七 （略）</p>